



メディカルサプリについて

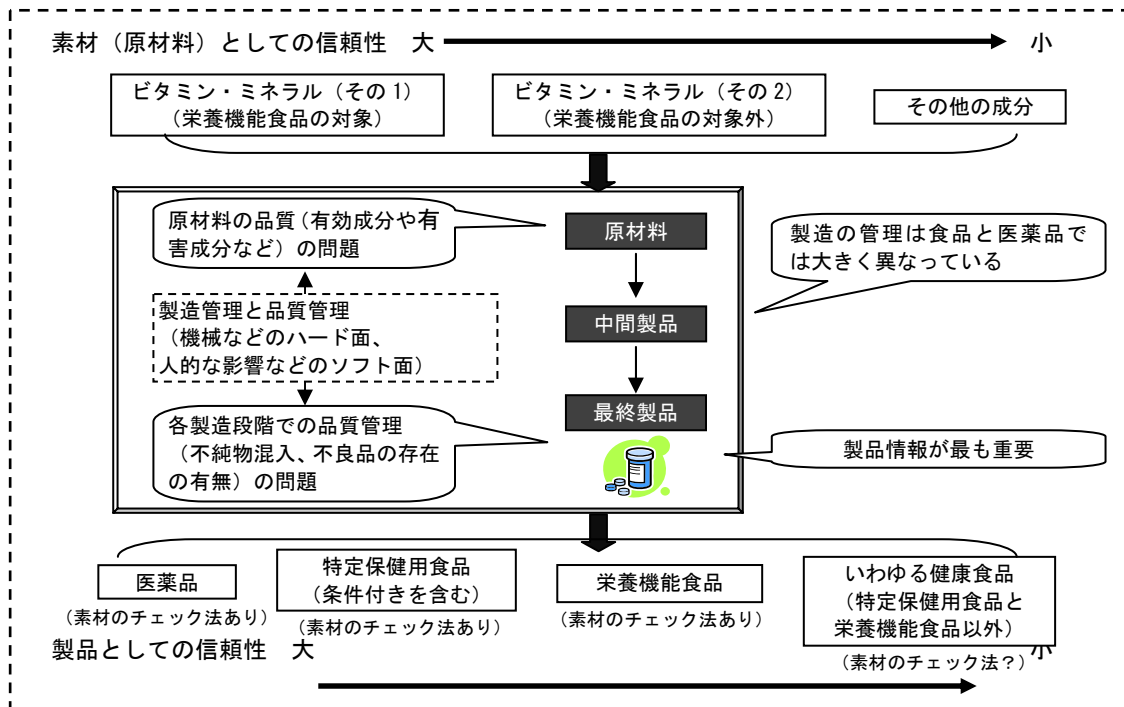
サプリメントは、日常の食生活で不足しがちな食品成分の補給・補完を目的に利用するものと考えられ、栄養補助食品とも訳されています。米国では通常の食品形態とは明らかに異なる形態（錠剤やカプセル）のものが dietary supplement、また欧州では同様のものが food supplement と定義されています。一方、わが国ではサプリメントという言葉に海外のような明確な定義はなく、錠剤やカプセル形態だけでなく、飲料やゼリーのような明らかな食品形態のものもサプリメントとして認識されています。つまり、形態、含有成分、品質などの点で様々な製品がサプリメントとして市場に流通しています。

消費者あるいは医療関係者などが最も知りたいのは、市販されている個々の製品に関する有効性・安全性の情報ですが、一般的には素材（原材料）に関する情報しか入手できません。学術論文から得られる情報はあくまで素材（原材料）の情報であり、最も知りたい製品情報とは必ずしも一致しないのです。

では、製造方法の保証はどうやって確認したら良いのでしょうか？

国が認めている保健機能食品、あるいは財団法人日本健康・栄養食品協会などのGMP規格 (good manufacturing practice : 適正製造規範) によって製造されているものなど、ある程度の品質が確保されているものもあります。

たとえば、ビタミンのサプリメントには、医薬品として流通している製品と食品として流通している製品があります。この両者で最も異なる点は、最終的な製品の品質です。医薬品は一定の品質のものが流通するようにGMPで製造されていますが、食品に分類されているサプリメントではGMPで製造されていないものが多いのです。



錠剤やカプセルの形態をしたサプリメントの製造と素材情報と製造情報の関連

素材（原材料）の情報としては、ビタミンやミネラルの信頼性が高いが、製品の製造過程における管理状況によっては、必ずしも素材情報が製品情報に一致するとは限らない。製品としては、GMPで製造されている医薬品、また製品として評価されている特定保健用食品の信頼性が高いといえる。

サプリメントを有効かつ安全に利用するためには、まず素材レベルならびに製品レベルで品質を確保し、またそのチェックシステム（成分分析法）を確立しなければなりません。2007年6月22日、米国FDAはdietary supplementについて、質の高い製造法、汚染物質や不純物混入の防止、正確な表示の確保を目的とした、現行の適正製造規範（current good manufacturing practices：CGMP）を要求する最終規則を発表しました。この規則により製造業者には有害物質の混入がなく、またラベルに表示されている通りの製品の提供が義務付けられることになりました。

以上、日本抗加齢医学会雑誌 Vol 3, No 4, P14-18, 2007 より抜粋

当クリニックでは、安心してサプリメントを利用していただくために、以下の製品をご用意しております。

①CGMPの基準をクリアした米国Douglas Laboratoriesのサプリメント

Douglas Laboratoriesは、医師が取り扱うサプリメントでは2001年に全米1位、世界40カ国に輸出され、各国の医師に使われております。含有量が、市販品よりはるかに多いため、医師の指示に下にて処方されています。いわゆるメディカルサプリなのです。



②GMPの基準をクリアした国内ケンビファミリーのサプリメント

天然物由来の原料、高濃度の栄養素、複合体により吸収効率を向上させた製品です。年齢、性別、症状（消化吸収など）といった個体差に応じた選択が可能です。低分子化、ミセル化（乳化）をした製品により、幅広くご利用いただけます。



サプリメントを常用されている方、あるいはサプリメントに関心ある方はどうぞクリニックにご相談ください。サプリメントのカタログ、錠剤の見本などご用意しております。